

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	平内町 生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平内町は生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

平内町長

## 公表日

令和7年1月9日

# I 関連情報

<b>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</b>	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務を行う。 ①生活保護に係る相談及び申請に伴う事務に関する事。 ②生活保護費等の支給に関する事。 ③医療扶助による医療券の発行に関する事。
③システムの名称	生活保護システム
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
生活保護特定個人情報ファイル	
<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表23の項
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条第42項、第48項、第49項、第53項、第132項、 2情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条第42項
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	平内町 福祉介護課
②所属長の役職名	課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	平内町 総務課
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒039-3393 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63 TEL017-755-2114
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
<b>10. 従業員に対する教育・啓発</b>	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザー認証の管理を行っているため アクセス権限の管理を行っているため

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅱ－1の時点(日付)	平成27年12月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ－2の時点(日付)	平成27年12月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	I－5－②の所属長	福祉介護課長 亀田 敦	福祉介護課長 齋藤 恵子	事後	
平成30年4月1日	I－7の請求先	平内町 企画政策課	平内町 総務課	事後	
平成30年4月1日	I－8の連絡先	〒039-3393 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63 TEL017-755-2111	〒039-3393 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63 TEL017-755-2114	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ－1の時点(日付)	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ－2の時点(日付)	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ－1の時点(日付)	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ－2の時点(日付)	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	新様式へ変更			事後	
令和7年1月9日	Ⅱ－1の時点(日付)	平成31年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和7年1月9日	Ⅱ－2の時点(日付)	平成31年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和7年1月9日	I－3 法令上の根拠	番号法別表第一 項番15	番号法第9条第1項別表23の項	事後	
令和7年1月9日	I－4－② 法令上の根拠	生活保護法第24条第10項	番号法19条8号1情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令 第2条 第42項、第48項、第49項、第53項、第132項、 2情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令 第2条 第42項	事後	
令和7年1月9日	新様式へ変更				